

港長公示第 8-34 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 5 月 25 日

京 浜 港 長 (公 印 省 略)

### 京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域において、花火の打上げが行われるため、下記により船舶の航泊を禁止する。(花火打上げに従事する作業船、警戒に従事する船舶及び京浜港長が許可した船舶を除く。)

#### 記

#### 1 期間

令和 8 年 6 月 2 日 17 時 30 分から、花火の打上げが終了し、安全が確認されるまでの間 (同日 20 時 5 分頃を予定)

#### 2 区域(別図参照)

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面(世界測地系)

- イ 北緯 35 度 27 分 49.5 秒 東経 139 度 38 分 18.2 秒(陸上)
- ロ 北緯 35 度 27 分 48.9 秒 東経 139 度 38 分 39.0 秒
- ハ 北緯 35 度 27 分 34.3 秒 東経 139 度 38 分 38.7 秒
- ニ 北緯 35 度 27 分 31.3 秒 東経 139 度 38 分 18.4 秒(陸上)

#### 3 標識

上記 2 ロ、ハの各地点及び、イとロ、ロとハ、ハとニの各間には黄色標識灯(標体:黄色、単 4 秒に 1 閃光・光達距離 2.6 キロメートル)が設置されている。

#### 4 備考

花火打上げ区域周辺には、警戒船が配備されている。

警戒船には、「警戒船」の看板及び赤旗が掲げられている。(昼夜間)

警戒船には、青色閃光灯が掲げられている。(夜間)

別図

